

労務 ROAD

■新型コロナ感染拡大防止継続支援補助金のご案内

医療機関・薬局等において感染拡大防止対策に要するかかり増し経費について支援を行います。

継続支援ですので、「令和2年度（もしくは令和3年度）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けていても補助を受けることができます。

対象医療機関

感染防止（措置）を講じながら地域で求められる医療提供を継続している、保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

補助額

| 医療機関 | 金額 |
|---------------|------|
| 病院 | 10万円 |
| 有床診療所 | 10万円 |
| 無床診療所 | 8万円 |
| 薬局・訪問看護ステーション | 6万円 |



Q1.いつからいつまでの経費が対象になるの？申請期間はいつからいつまで？

A.令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる経費が対象となります。申請期間は**令和3年11月1日（予定）から令和4年1月31日まで**です。

Q2.購入前に申請することは可能なの？

A. 令和3年10月1日から令和3年12月31日までに要した経費を**実績に基づき申請**してください。（物品であれば納品が完了し、費用が確定してから）なお、他の補助事業の対象経費としたものを計上することはできません。

Q3.具体的な手続きはどうすれば良いの？

A. 事務の簡素化の観点から、領収書等の添付を省略し、インターネットを利用した**電子申請**を予定しています。厚生労働省ホームページに電子申請システムを11月1日に開設する予定です。

Q4.インターネットを利用した電子申請ができない場合はどうすれば良い？

A. インターネットを利用した電子申請が困難な場合は以下の連絡先にお問い合わせください。その際に郵送等の申請方法についてご案内いたします。申請に関する相談も以下にて受け付けています。

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

0120-336-933（平日9:30～18:00）

詳細については、厚生労働省ホームページからもご確認いただけます。ご不明点については弊所担当へご連絡ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html）

【厚生労働省】

VOL.772
(2111-1)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SUQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

子供の名前をどうするか、妻と悩みに悩んでいます。二人目は女の子ということもあり、「可愛い名前」にしたい思いは同じなのですが、候補は出てくるものの、絶賛難航しております。ここまで悩むと妥協は出来ません。徹底的に考え抜き、生まれてくる子供が喜んでくれるように、私たちの思いを込めた名前にしようと思います。（森）

11月 労務スケジュール

- ・税を考える週間（～17日）
- ・9月決算法人の確定申告納税、2022年3月決算法人の中間（予定）申告と納税
- ・年末調整の準備